

平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 内閣府)

施策名	事業概要		実施主体等	担当局課
IT活用によるNPO法人情報の提供・利用の高度化	<p>(事業目的)</p> <p>NPO 法人数は全国で 13,250 法人、うち内閣府所管分で 1,206 法人(注)となっており、申請件数も依然として高水準で推移している。このため、フロー・ストック両面において、適切に対処していくための対応策が必要となっている。</p>	<p>(事業内容)</p> <p>依然として高水準にある NPO 法人の設立等申請数及びそれに伴う認証数の増大に対応するため、外部の専門家の協力を得ること等により、①設立等相談業務体制の整備、②事業報告書のチェック体制の整備、③NPO 法人の管理・監督体制の整備を行う。</p>	国	国民生活局 市民活動促進課
NPO 法の施行体制整備等	<p>また、平成 15 年度税制改正において、認定 NPO 法人制度に関し、認定要件緩和やみなし寄付金制度が新たに導入されるなど大幅に拡充され、さらに、NPO 法自体についても、活動分野の拡大等が盛り込まれた改正法が平成 15 年 5 月より施行されたところである。</p> <p>これら NPO 活動の一層の基盤整備に伴い、更なる申請数・認証数の増加が予想されることから、NPO 法施行体制の整備等、市民の社会貢献活動の促進に向けた施策を行う。</p>	<p>NPO 法に基づく情報公開制度について、従来の内閣府における縦覧・閲覧だけでなく、IT のもつ利点の活用により、情報バリアを解消し、情報公開の実効性を確保するため、インターネットを通じた縦覧・閲覧書類の情報提供を平成 15 年度に行なうこととしており、引き続き当該システムの運用・管理を行う。</p> <p>また、電子政府の実現のため、平成 15 年度に NPO 法人認証申請・届出等手続きの電子受付システムの開発と同時に住民基本台帳ネットワークシステムを導入しており、当該システムについても引き続き運用・管理を行う。</p>	国	
ボランティア活動活性化事業	<p>(注) 平成 15 年 9 月末現在</p>	<p>2001 ボランティア国際年の取組みを発展させるために国連で採択された「ボランティア活動支援のための勧告」の趣旨をふまえ、(1)情報誌やイベントを通じてボランティア活動の社会経済への貢献の大きさに対する社会的認識を高める広報・啓発、(2)ボランティア団体の自主的、自発的な参加による全国規模のデータベースの継続的な運用、(3)研修、国際交流を通じた人材育成等を実施する。</p>	国	